

Newsletter

GENERAL TOPICS

| | |
|-------------------------------|---|
| 特許庁、第四次産業革命時代に備えて審査組織の拡大改編を実施 | 2 |
| 世界7番目、200万号の特許登録 | 2 |
| 韓国特許、カンボジアで認められる | 3 |

PATENTS

| | |
|---|---|
| 韓国特許出願動向 | 4 |
| 1) 車両用の映像認識分野の特許出願急増 | 4 |
| 2) 「人体感知・人工知能技術」を適用したエアコン出願が着実に増加 | 4 |
| 3) フロントガラスにナビゲーション画面を拡張現実技術で具現する特許出願が増加 | 4 |
| 麻薬類医薬品も特許権存続期間延長の対象 | 5 |

TRADEMARKS

| | |
|-------------------------|---|
| 酒瓶形態に対し商品標識としての保護を認定 | 6 |
| 登録商標を不正な目的で模倣した商標の登録を拒絶 | 7 |

GENERAL LAW

| | |
|--|---|
| イケア、'偽ブランド'イケア家具販売中小企業を相手取って訴訟 | 9 |
| 韓流に便乗して不当利得を得るために韓国に設立された ペーパーカンパニーに対する解散命令 | 9 |

LEE NEWS

| | |
|--|----|
| リー・インターナショナル、「2019 Asia IP Awards」で今年の 韓国著作権ローファームに選定 | 11 |
| リーマクル (LEEMACL: Lee International Marathon Club) を紹介します | 11 |
| New Member | 13 |

GENERAL TOPICS

GENERAL TOPICS

特許庁、第四次産業革命時代に備えて 審査組織の拡大改編を実施

特許庁は、人工知能(AI)とビッグデータ・バイオヘルスなど第四次産業革命に関連する特許出願を優先審査する「融合・複合技術審査局」を新設するなど、特許審査組織を拡大改編した。

特許庁は、2013年から産業・製品別に運営してきた特許審査組織を技術別組織に全面改編し、2019年11月1日から施行している。具体的には、従来の「4局25課10チーム931名」が、「5局27課10チーム957名」に拡大された。特許審査企画局はそのまま維持されるが、特許審査1~3局は電気通信技術審査局、化学生命技術審査局、機械金属技術審査局などの技術別組織に名称が変更され、融合・複合技術審査局が新設された。

新設された融合・複合技術審査局には、人工知能・ビッグデータ審査課、IoT(モノのインターネット)審査課、バイオ・ヘルスケア審査課、知能型ロボット審査課、自律走行審査チーム、スマート製造審査チームの6課・チームを設置し、第四次産業革命に関連する技術を専門的に担当させ、処理するようにした。第四次産業革命関連の技術は優先審査を行

うが、優先審査は最終の審査決定まで約5.7ヶ月がかかり、一般審査に比べ審査期間を約10.7ヶ月程度短縮できるものと予想される。

特許庁は、審査局に技術別審査官を再配置しており、これにより、審査専門性の向上及び品質の向上などの効果が期待されると述べた。

世界7番目、200万号の特許登録

2019年7月9日、韓国で200万号となる特許が登録された。これは1946年に特許制度が導入されてから73年ぶりであり、世界では米国、日本、中国、フランス、イギリス、ドイツに次いで7番目である。

第1号の特許登録(1948年)以後、100万号の登録(2010年)まで62年かかったのに対し、100万号から200万号の登録(2019年)までは9年かかった。1号の特許は1948年11月20日に中央工業研究所が登録した硫化染料製造法であり、100万号の特許は2010年12月3日にdiabellが登録したヒンジ装置及びこれを用いた携帯端末機である。そして、200万号の

GENERAL TOPICS

特許は2019年7月9日にOrum Therapeuticsが登録した治療用の抗体を活用した腫瘍成長抑制技術である。

文在寅(ムン・ジェイン)大統領は2019年9月19日に青瓦台(チョンワデ)の執務室で、バク・ウォンジュ特許庁長、200万号の特許権者、100万号のデザイン権者など関係者らを招待し、200万号の特許証と100万号のデザイン登録証に直接署名し授与する行事を開催した。

韓国特許、カンボジアで認められる

韓国で登録された特許の効力が外国でそのまま認められる最初の協力プログラムがカンボジアで施行される。このような内容を含む特許効力認定協力了解覚書(MOU)が2019年8月16日、カンボジア・プノンペンで締結された。

このプログラムは今年11月1日付で施行され、韓国で特許を登録した後、当該特許に関する効力認定申請、証憑書類提出などの簡略な手続きのみをカンボジア内で行えば、3ヶ月以内にカンボジアでも特許を獲得したものと認められる。

また、カンボジアが特許協力条約(PCT)による国際調査機関として韓国を指定できるようになることで、自国に出願されるPCT国際特許に対する特許性調査機関として韓国特許庁を指定できる国が、現在の18ヶ国(米国、オーストラリア、シンガポールなど)から19ヶ国へと拡大される見通しだ。

バク・ウォンジュ特許庁長は、「韓国特許権効力の海外への実質的な拡張は、韓国の技術、韓国の特許行政に対する国際社会の高い評価があるからこそ可能になった」と前置きした上で、これは結局、「韓国企業のグローバル競争力の向上に寄与する」と評価した。

PATENTS

PATENTS

韓国特許出願動向

1) 車両用の映像認識分野の特許出願急増

車両用の映像認識技術関連の特許出願が着実に増加している中、特に中小企業の出願が2016年から急増していることが分かった。

特許庁によれば、車両用の映像認識技術関連の特許出願は2010年に79件に過ぎなかったが、2013年に276件と3倍以上大きく増加し、2014年以降は毎年平均215件が出願され、関連する出願が順調に伸びている。特に、中小企業の場合、2014年の35件から2018年は98件と、年平均約29%増加したことが分かった。

技術分野別の出願動向をみると、客体の検出・認識及び追跡技術が41%と最も高く、次いで映像劣化及びカメラ歪曲を補正する前処理技術(16%)、アラウンドビュー及び駐車支援技術(12%)が占めた。

2) 「人体感知・人工知能技術」を適用したエアコン出願が着実に増加

特許庁は、2009年から2018年までの人体

感知技術とAI技術を利用してエアコン動作を制御する特許出願が、全部で146件に達すると発表した。出願人別にみると、韓国人が126件(86.3%)、外国人が20件(13.7%)であり、大企業が90件(61.6%)、中小企業が24件(16.4%)、大学が9件(6.2%)の順であった。

2016年以降はAI技術を追加したスマート制御方式の出願が増加していることが分かった。ユーザーの居住空間、生活パターン、周辺環境などを人工知能が自ら学習し、ユーザーの現況に合わせた最適な室内環境を提供する技術などが代表的な例である。

3) フロントガラスにナビゲーション画面を拡張現実技術で具現する特許出願が増加

特許庁は、車両のナビゲーション画面を車両のフロントガラスにリアルに表示する拡張現実ナビゲーションに関連する特許出願が増加したと明らかにした。

特許庁によれば、車両の拡張現実ナビゲーション装置に関連する国内特許出願は、2009~2012年には14件、2013~2018年には113件だった。最近10年間の出願人別

の動向をみると、韓国人出願が120件(94%)、外国人出願は7件(6%)であった。主要出願人としては、HYUNDAI AUTRONが26件(20%)で最も多く、現代自動車23件(18%)、THINK WARE 15件(12%)、LG電子12件(9%)の順であった。

拡張現実ナビゲーション装置を技術別に詳しくみると、センサーとヘッドアップディスプレイ(HUD)を用いてフロントガラスに拡張現実ナビゲーション画面を投映する技術(98件)が最も多かった。また、拡張現実ナビゲーション画面をディスプレイするために車両のフロントガラスに取り付けられる透明ディスプレイ技術(25件)、運転手の視線を検出・補正し、ホログラムまたは3D画面に情報を表示するイメージ処理技術(28件)、拡張現実ナビゲーション画面に外部の客体情報を表示するために外部の客体との通信を行うためのIoT(モノのインターネット)技術(14件)などが大半を占めた。

麻薬類医薬品も特許権存続期間延長の対象

最近、特許法院は、麻薬類医薬品発明が特許権存続期間延長の対象となると判決した(特許法院2019年7月5日宣告2018ホ2243(確定))。上記判決は、特許法施行令条項によって麻薬類医薬品発明は延長対象に該当しない、と

判断した特許審判院の審決を覆したものである。

特許法は特許権存続期間延長の対象を特許法施行令に委任しており、特許法施行令第7条は薬事法と農薬管理法の条項によって許可または登録された医薬と農薬発明を延長対象と規定している。特許法施行令に言及された上記薬事法の条項は、医薬品の品目許可を規定している第31条と第42条である。

一方、薬事法第55条は「中毒性・習慣性医薬品は、別に法律で定める」と規定し、これら医薬品の品目許可については麻薬類管理法(Narcotics Control Act)第18条と第21条が別に規定している。したがって、特許法施行令の該当条項を文言どおりに解釈する場合、麻薬類管理法の上記条項によって許可を受けた医薬品は延長対象にはならない。

しかし特許法院は、「特許法の委任条項が、‘他の法令の範囲’や‘許可の種類’を定めて延長対象を制限できる権限までを施行令に委任したものとはいえない」と判断して、麻薬類管理法によって品目許可を受けた医薬品も特許権存続期間延長の対象になると判断した。また、特許法院は、特許法施行令がこれら医薬品に関する発明を規定していないことを立法の不備と判断した。これにより、麻薬類医薬品の延長適格性を明確にする特許法施行令の改正が行われるものと思われる。

TRADEMARKS

TRADEMARKS

酒瓶形態に対し商品標識としての保護を認定

[事実関係]

原告は中国の‘山東烟台有限公社’から‘烟台古醸酒’(以下‘本件商品’とする)を独占的に輸入するとともに、‘烟台古醸酒’に対する独占使用権の許可を得た。また、原告は本件商品を500ml、250ml、125mlの容量別にデザインされた3つの酒瓶(以下‘本件酒瓶セット’とする)に入れて販売していたが、原告と山東烟台有限公社は本件酒瓶セットを韓国でのみ流通させることで合意していた。尚、‘烟台古醸酒’の‘烟台’は烟台地方を意味し、‘古醸酒’は昔ながらの方式で造った酒という意味だ。

このような状況で、被告が中国のA社が生産した高粱酒(以下‘本件競合商品’)を輸入・販売した。

原告は、本件競合商品は国内需要者に広く知られた本件商品と類似するデザインで製作された酒瓶セットと包装用化粧箱からなっているため、商品包装に‘烟台古醸’(以下‘本件漢字表示1’とする)をそのまま表示する行為、又は、本件漢字表示1と外観・観念は異なるが呼称が同一な‘烟台高粱’(以下‘本件漢字表示2’とする)に変えて使用する行為は不正競争行為に該当することを理由に、販売禁止を求めて訴を提起した。

本件漢字表示1に‘酒’を結合させると、烟台地方の昔ながらの方式でつくられた酒という意味になるが、本件漢字表示2に‘酒’を結合させると、烟台地方の高粱酒(kaoliang(Chinese liquor))という意味になる。

[ソウル中央地方法院の判断] (ソウル中央地方法院 2018ガ合504499 判決)

本件酒瓶セットの構成とデザインをみると、下記のように500mlは円筒形の透明な瓶に金色のキャップ、250mlは中間部にくびれをもたせた透明な瓶に金色のキャップ、125mlは逆D字型の膨らみをもつ瓶に金色のキャップという形態であり、3種類の瓶にはすべて赤色で本件漢字表示1が表示されている。これらの製品の販売量は毎年数百億ウォンを記録し、国内の中国酒消費者を対象として行った調査では、応答者の66%が高粱酒ブランドである‘烟台古醸酒’を知っており、烟台古醸酒という商品を知っている応答者の66%が本件酒瓶セットを他の高粱酒商品とは区別して認識していると回答している点を考慮するとき、本件酒瓶セットは商品の出所表示としての差別的特性を有する商品標識として周知性が認められる。

一方、国内の中国酒消費者を対象とした調

査にて、応答者の相当数が高粱酒の漢字表示を誤解しているか、よく知らないと答えている点等を考慮するとき、本件漢字表示1が商品の出所を表示する標識として広く知られていると言うには不足であり、包装用化粧箱は2017年から大型マートで販売されているが、それ以前は包装用化粧箱のない状態で中国飲食店等に提供されていた慣行等を考慮するとき、本件包装用化粧箱に対しても本件商品を連想させる個別化された商品標識としての周知性を認めることは難しい。



(本件商品の化粧箱と酒瓶セット)

従って裁判部は、本件酒瓶セットの構成とデザインは類似し、被告が混同可能性のある本件競合商品を輸入・販売する行為は、旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号ガ目の商品標識の混同行為として不正競争行為に該当すると判決した。

しかし、本件商品の化粧箱と本件漢字表示1を模倣した行為を、他人の相当な投資と努力による成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自身の営業のために無断で使用

したものと認めることはできないと判断し、原告一部敗訴判決を下した。


[判決の意義]


一般的に商品の形態は立体商標またはデザインとして保護を受けることができるが、例外的にその形態自体のみで他の商品と区別される差別的な特性があり、それが需要者に広く知られていることが認められる場合には、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律により、保護を受けることができると判示した点に意義がある。

ただし、本判決に対しては原告が控訴しているので、控訴審にて本件漢字表示1と本件商品の化粧箱に対し保護を受けることができるかどうか注目される。

登録商標を不正な目的で模倣した商標の登録を拒絶

[事実関係]

かばん等を指定商品として出願された商標
“  ”(以下‘本件商標’とする)に対

し、特許庁がフランス又は国内需要者の間に特定人の商品を表示するものとして認識されている先登録商標“  ” (“ゴヤール商標”)

と類似し、不正な目的が認められることを理由に、旧商標法第7条第1項第12号に該当するとして拒絶決定したため、本件出願人は特許審判院に拒絶決定不服審判を請求した。しかし、特許審判院はこの審判請求を棄却し、本件商標の出願人は特許法院へ訴を提起した(特許法院2018ホ9176)。

[特許法院の判断]

フランスの会社である‘ゴヤールサントノーレ(GOYARD Saint-Honoré)’では、120度の角度をもつV字のシェブロン(chvron)図形3つが合わさりY字をなす基本図形が連続・反復するパターン(以下‘ゴヤール商標’とする)を1892年から自社のほぼすべての製品に適用しており、韓国特許庁にも登録されている。

| 本件商標 | 先使用登録商標 (ゴヤール商標) |
|---|---|
|  |  |

ゴヤール商標は2007年から2015年まで韓国内の売上高が約570億ウォンに達し、ゴヤール商標が使用された商品は多数の言論報道を通して海外名品ブランドとして紹介されており、NAVER(韓国のポータルサイト)におけるゴヤール商標の紹介ブログ数は10,872件、掲示板(NAVERカフェ)数は9,638件にのぼる。従って、ゴヤール商標は国内又はフランスの需要者に特定人の出所表示とし

て相当な程度に知られているといえることができる。

本件商標とゴヤール商標は基本図形の形態面では同一ではないが、本件商標の基本図形は120度の角度をもつV字のシェブロン(chvron)図形3つが合わさってなるゴヤール商標の基本図形と似た形態を備えている点、両標章ともV字の基本図形が2つの色彩からなるドット模様をもち、2つの領域に区分される点等を考慮するとき、表記されている文字が異なるとしても、V字形態に配置されたドット等の特徴が共通するので、両標章は全体的に類似する。

また、本件商標の指定商品はすべて先使用登録商標が使用されている指定商品と同一類似するか、経済的牽連性が認められ、原告が実際に販売しているかばんをみると、ゴヤールサントノーレの製品と材質が似ており、文字‘CONCHHCNOC’が表示されていない点等を考慮するとき、ゴヤール商標に蓄積された営業上の信用等に便乗して不当な利益を得ようとする不正な目的が認められると判断される。

[判決の意義]

旧商標法第7条第1項第12号を判断するにあたり、出願商標が実際に使用されている態様、取引実情を考慮して不正な目的の存否を判断した点、及び、基本図形の反復パターンからなる図形商標の類否判断にあたり、基本図形よりもパターンが反復されることで構成される標章の全体的な外観を考慮して両商標の類否判断をした点に意義があるといえることができる。

GENERAL LAW

GENERAL LAW

イケア、'偽ブランド'イケア家具販売中小企業を相手取って訴訟

海外の有名家具製造・流通会社であるInter IKEA Systems BVとIKEA Korea(以下'IKEA')が、国内の家具会社マーケットBを相手取って不正競争防止法違反を理由に訴訟を提起し、勝訴した。ソウル高等法院は、「マーケットBはIKEAに対し、偽ブランド製品販売及び類似ドメインの使用による損害賠償額として2,800万ウォンを支給せよ」と命令した(ソウル高等法院 2018ナ2015169)。

裁判部はIKEAのMalmという商品標識は国内取引者又は需要者に広く知られているが、マーケットBはこれと類似する商品標識を使用して品目と形態が類似する模倣家具を販売していたので、これは不正競争防止法の違反であるとして、IKEAが販売する製品がOEMやODM方式で生産されているとしても、不正競争防止法の保護対象となると明らかにした。

また、マーケットBがIKEAを含むホスト名ikeabを利用してショッピングモールサイトを運営していた部分に対し、マーケットBのドメインはIKEAの営業標識と綴りが同一で、該当ショッピングモールサイトで販売した製品と品目がIKEA

のものと同じ類似することから、消費者はマーケットBの営業とIKEAの営業に相互関連があるかのように誤解するはずなので、マーケットBは不正競争防止法違反に該当すると判示した。

Lee Internationalは本件にてIKEAを代理して、OEM方式で製造された製品に不正競争防止法が適用されるか否か、及び他人の営業標識と類似する類似ドメイン使用に対する損害賠償責任に関して堅固な法的論理を提供し、訴訟に万全を期した結果、勝訴判決を得ることができた。

韓流に便乗して不当利得を得るために韓国に設立されたペーパーカンパニーに対する解散命令

特許庁は検察と協力して、いわゆる韓流便乗企業に対する法院の解散命令決定を引き出したと明らかにした。

特許庁は2018年、韓国のK-Beauty化粧品や韓国の有名キャラクターを模倣して、韓国

GENERAL LAW

産製品であるかのように模倣した製品を海外で販売する韓流便乗企業に対する知的財産権侵害現況を調査し、特に国内にペーパーカンパニーを設立したことが疑われる会社に対する情報を検察に提供し、捜査を依頼した。

検察は捜査の末、国内に法人を設立した後、事務所なしに登記簿上に住所のみを登録したまま小額の賃借料のみを払うだけでなく、法人設立後に資本金をすべて引出し、実際には国内での営業を開始した事実のない2つのペーパーカンパニーに対し、2019年4月法院に法人解散を請求した。

商法は設立目的が不法であったり、1年以内に営業を開始しないか、営業を休んでいる場合、理事が不法行為を主導し、その法令違反の度合が深刻で会社の存続を許容しがたい場合を、会社の解散事由として認めている。

該当事件にて法院は、特定商品を模倣した商品を販売したり、海外で商品を販売しながら国内にペーパーカンパニーを設立して商品の出所地を混同させる行為を、全て不正競争防止法違反として認めるとともに、上記会社は商法上の解散要件を満たすとして、2019年8月解

散を命じた。

特許庁と検察の協力により、外国会社の韓国法人解散措置がなされたのは今回が初めてで、これは韓流に便乗して不当利得を得ようとする外国会社の不正競争行為を遮断しえる実効的な制裁措置となる点に意義があるといえる。

LEE NEWS

LEE NEWS

リー・インターナショナル、「2019 Asia IP Awards」で今年の韓国著作権ローファームに選定



Apex Asia Media Limitedが発行する「2019 Asia IP Awards」において、リー・インターナショナルが今年の韓国著作権ローファームに選ばれました。

Asia IPは、香港メディア「Apex Asia Media Limited」が発行する法律情報メディアであり、全世界のローファームに深く掘り下げた記事と有用な情報を提供している。

リーマクル（LEEMACL:Lee International Marathon Club）を紹介します



Lee Internationalは、職員らの勤務時間外の活動の活性化のために英語、日本語及び中国語などの語学教室と、生け花教室、山岳会、ボーリング会などのクラブ活動を支援している。

今年、職員らの健康増進のためのランニングクラブが新たに発足した。その名称はLEEMACL（リー・インターナショナルマラソンクラブの略称）である。

LEE NEWS

リーマクルは今年3月に発足し、会員数は全職員の10%程度(25名)である。男女の比率は約2:1であり、30~40代が主に活躍し、60代も一人いる。クラブ長はチェ・ジウク弁理士、イ・ソルフェ代理であり、トレーニングはイ・スウォン顧問が担当している。特に、イ・スウォン顧問は、マラソンフルコース32回完走、ウルトラマラソン2回完走、鉄人3種競技完走などの経験があるランニングマニアである。

発足後8ヶ月程度の新生クラブで、ほとんどの会員が初心者だが、これまで3つの公式大会に参加し、10キロマラソン2回(それぞれ約20名)、ハーフコース(21km)5名、フルコース

(42km)2名が完走するなど、意味ある成果を上げている。

トレーニングは毎週月曜日、退勤後約1時間行っており、来年からは2~3ヶ月に1回程度を目標に公式マラソン大会に参加し、ランニング実力の向上を自ら体感できるようにする計画である。

リーマクルは年齢や性別に関係なく誰でも参加でき、故障なく1~2年以内にフルコース完走を目標としている。リーマクルでは、このような職員らの健康増進活動が社内の雰囲気刷新はもちろん、業務能力の向上をもたらすと信じている。

[2019ソウルランニング大会]



LEE NEWS

New Member



パク・ジェユン
(PARK, Jae-yun)
弁理士

パク・ジェユン弁理士は二次電池、高分子、組成物、石油化学工程/一般化学工程、触媒などの化学、化学工程および材料分野技術に対する国内およびアウトゴーイング出願とこれに関連したOA対応、審判/訴訟、また多くの大企業や国家研究機関の核心技術に関する無効調査、FTO検討、諮問などに対する経験を有しています。

パク弁理士は弊所に入所前、YOUME特許法人(2015~2016)、特許法人プラス(2016~2019)に勤務しました。2015年にソウル大学化学生物工学部を卒業し、2013年に弁理士資格を取得しました。



ジョン・ジンヒョン
(JUNG, Jin-Hyung)
弁理士

ジョン・ジンヒョン弁理士は、金属および機械技術分野を専門とし、これまで数年間専門分野に対する特許出願・登録業務を数多く担当してきました。特に金属分野については、特許出願・登録業務の他に戦略特許の発掘、侵害分析などの諮問業務の経験を有しています。

ジョン弁理士は弊所に入所前、特許法人コリアナ(2016~2018)、特許法人C&S(2018~2019)に勤務しました。2008年に高麗大学材料工学部を卒業し、2015年に弁理士資格を取得しました。



Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%p以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

